



鳥取県公報

令和8年5月19日（火）
号外第32号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（2）（交通指導課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(弁明書等の提出期限等)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 法第51条の4第7項の場合において、<u>弁明書等を提出する期限は、同項の規定により同条第6項の規定による通知が到達したとみなされる日から起算して7日目に当たる日とする。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(公示送達書)</p> <p>第9条の8 法第51条の4第18項に規定する公示送達は、別記様式第3号の2の8の公示送達書（以下「<u>公示送達書</u>」という。）<u>に記載すべき事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示し、又は当該事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u></p> <p>2 公示送達書において示した放置違反金納付命令書又は督促状による放置違反金の納付期限は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により書類の送達があったものとみなされる日から起算して、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。ただし、当該納付期限が銀行の休日であるときの当該納付期限は、当該日後における当該銀行の休日でない最初の日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(弁明書等の提出期限等)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 法第51条の4第7項の<u>規定により掲示する</u>弁明書等を提出する期限は、同項の規定により同条第6項の通知が到達したとみなされる日から起算して7日目に当たる日とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(公示送達書)</p> <p>第9条の8 法第51条の4第18項に規定する公示送達は、別記様式第3号の2の8の公示送達書を公安委員会の<u>掲示板に掲示して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する</u>公示送達書において示した放置違反金納付命令書又は督促状による放置違反金の納付期限は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により書類の送達があったものとみなされる日から起算して、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。ただし、当該納付期限が銀行の休日であるときの当該納付期限は、当該日後における当該銀行の休日でない最初の日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。